

| 令和5年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第20号） | | | | | | |
|---|-----------------------|---------------------|-------|---------------|--------|-------|
| 招集年月日 | 令和5年12月8日 | | | | | |
| 招集の場所 | あさぎり町議会議場 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開議 | 令和5年12月15日 午前10時00分 | | | 議長 | 森岡 勉 |
| | 散会 | 令和5年12月15日 午後2時59分 | | | 議長 | 森岡 勉 |
| 応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 | 議席番号 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 1 | 小谷 節雄 | ○ | 8 | 豊永 喜一 | ○ |
| | 2 | 岩本 恭典 | ○ | 9 | 山口 和幸 | ○ |
| | 3 | 難波 文美 | ○ | 10 | 永井 英治 | ○ |
| | 4 | 加賀山 瑞津子 | ○ | 11 | 皆越 てる子 | ○ |
| | 5 | 橋本 誠 | ○ | 12 | 小見田 和行 | ○ |
| | 6 | 小出 高明 | ○ | 13 | 溝口 峰男 | ○ |
| | 7 | | | 14 | 森岡 勉 | ○ |
| 議事録署名議員 | 12番 小見田 和行 13番 溝口 峰男 | | | | | |
| 出席した議会書記 | 事務局長 山本 祐二 事務局書記 早川 幹 | | | | | |
| 地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 × | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 | 職名 | 氏名 | 出欠等の別 |
| | 町長 | 北口 俊朗 | ○ | 教育長 | 米良 隆夫 | ○ |
| | デジタル政策 審議監 | 中野 裕登 | ○ | 教育課長 | 山口 宏子 | ○ |
| | 総務課長 | 山内 悟 | ○ | 高齢福祉 課長 | 林 敬一 | ○ |
| | 会計 管理者 | 土肥 克也 | ○ | 健康推進 課長 | 大藪 哲夫 | ○ |
| | 企画政策 課長 | 荒川 誠一 | ○ | 農林振興 課長 | 万江 幸一朗 | ○ |
| | 財政課長 | 伊津野 博子 | ○ | 商工観光 課長 | 深水 昌彦 | ○ |
| | 税務課長 | 高田 真之 | ○ | 建設課長 | 酒井 裕次 | ○ |
| | 町民課長 | 中竹 健次 | ○ | 上下水道 課長 | 鬼塚 拓夫 | ○ |
| | 生活福祉 課長 | 蓑田 輝幸 | ○ | 農業委員会 事務局長 | 橋本 英樹 | ○ |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | | | |

議事日程（第20号）

- 日程第 1 議案第 33号 あさぎり町テレワーク施設条例の制定について
- 日程第 2 議案第 34号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 35号 あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 36号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 37号 あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 38号 あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 39号 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 8 議案第 40号 令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 41号 令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 10 議案第 42号 令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 11 議案第 43号 令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第 12 議案第 44号 令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 13 議案第 45号 令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 14 議案第 46号 あさぎり町役場第二庁舎備品の買入れについて
- 日程第 15 議案第 47号 重要給水施設配水管布設替工事（2工区）請負変更契約の締結について
- 日程第 16 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 報告第 21号 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第 19 報告第 22号 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第 20 報告第 23号 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第 21 発議第 5号 あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 33号 あさぎり町テレワーク施設条例の制定について

| | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 2 | 議案第 34号 | あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 35号 | あさぎり町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 36号 | あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 37号 | あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 38号 | あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 39号 | 令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第 8 | 議案第 40号 | 令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第 41号 | 令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 10 | 議案第 42号 | 令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 11 | 議案第 43号 | 令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 12 | 議案第 44号 | 令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 13 | 議案第 45号 | 令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 14 | 議案第 46号 | あさぎり町役場第二庁舎備品の買入れについて |
| 日程第 15 | 議案第 47号 | 重要給水施設配水管布設替工事（2工区）請負変更契約の締結について |
| 日程第 16 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 17 | 諮問第 4号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 18 | 報告第 21号 | 専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について |
| 日程第 19 | 報告第 22号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について |
| 日程第 20 | 報告第 23号 | 専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について |
| 日程第 21 | 発議第 5号 | あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。着席ください。

◎議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程に入ります前に私のほうから議事運営につきまして皆様方に御報告を申し上げたいと思います。先の12日の13番皆越議員の一般質問におきまして、私、議長より通知案件でない質問者に制限を与えました。会議終了後におきまして手続を整理精査いたしましたところ会議資料に案件の記載が認められて

おりました。これによりまして皆越議員の名誉に与えかねない議事進行に大変御迷惑をかけたところでございます。本当に高いところからではございますけれども申し訳ございませんでした。今後につきましてははですね、緊張感を持ちさらなる再発防止に努めてまいりたいと思いますので、私からのお詫びの言葉といたします。

日程第1 議案第33号

◎議長（森岡 勉君） 日程第1、議案第33号、あさぎり町テレワーク施設条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） どうも皆さんおはようございます。本日もよろしくお願いいたします。議案第33号あさぎり町テレワーク施設条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町テレワーク施設を新たに設置するため地方自治法第244条の2第1項の規定により本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） 議案第33号あさぎり町テレワーク施設条例の制定について説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条、設置では、情報通信技術を活用したテレワークの推進を通じ町内の農林商工業を初めとした地域経済の発展に向けた関係人口の増加により、新たな産業の創出や地域の活性化を図るためこの施設を設置いたします。第2条、名称及び位置、名称につきましては、あさぎり町テレワーク施設。位置は、あさぎり町上北1874番地となります。第3条、施設の構成は、コワーキングスペース、シェアオフィス、サテライトオフィス、ミーティングルームでの構成となります。第4条、業務につきましては、テレワークの推進、オフィス等の場の提供に関することとなります。第5条、休館日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日及び毎月第2、第4水曜日と12月29日から1月3日までの年末年始といたします。第6条、開館時間は、サテライトオフィスは午前9時から午後10時までとし、その他につきましては、午前9時から午後5時までといたします。詳細につきましては、規則で定めております。第7条、入管の規制につきましては、以下の5で定めたとおりとしております。3ページをお願いいたします。第8条、第9条では、使用の許可取消しに関することを定めております。第10条、使用料につきましては、6ページをお願いいたします。別表第1がコワーキングスペース、別表第2がシェアオフィス、7ページをお願いいたします。別表第3がサテライトオフィス、別表第4がミーティングルームと各部屋の料金に関することを定めております。3ページにお戻りください。第11条、第12条では、使用料の減免、還付について定めております。4ページをお願いいたします。第13条では、目的外使用等の禁止について定め、第14条の特別設備の許可、第15条の原状回復の義務につきましては、サテライトオフィスに民間企業が入ります関係で、必要な定めを定め設けております。第16条は損害賠償について、第17条では、職員等の入室等で管理上必要な場合、各部屋への立入りが必要となりますので定めを設けております。第18条、委任とし、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてしております。附則となります。次のページをお願いいたします。1、施行期日、この条例は令和6年2月5日から

施行いたします。2、準備行為、この条例の施行以降の使用に係る使用の許可に関する監視、必要な手続、その他準備行為については、この条例の施行前においてもこの条例の規定に基づき行うことができるとしております。3、あさぎり町ヘルシーランド条例の一部改正、あさぎり町ヘルシーランド条例の一部を次のように改正するものです。別表第1中の多目的ホール、第1研修室、第2研修室を削除し、健幸ホールのみと改めるものです。別表第2も別表第1同様に改めるものです。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第34号

◎議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第34号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第34号あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年8月7日に出された人事院勧告及び同年10月10日に出された熊本県人事委員会勧告に鑑み、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第34号につきまして御説明いたします。今回の給与改定につきましては、8月7日の人事院勧告及び10月10日の熊本県人事委員会勧告と同様の改定を行うため関係条例を一括して改正するものでございます。まず一般職の期末勤勉手当につきまして年間支給月数の引上げを行うこととしております。現行の年間4.40月分を4.50月分とし、0.10月分の増をするものでございます。この増につきましては期末手当に0.05月分、勤勉手当に0.05月分を配分することとしています。次に一般職給料表について改めるものでございます。代表的なものとしましては、大卒程度初任給を1万1,000円、高卒程度初任給を1万2,000円へ引き上げることとしております。よって若年層に重点を置き平均0.96%の改定を行うものでございます。8ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容はまず第1条であさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第26条第2項について、期末手当につきまして期末手当基礎額にの次に、6月に支給する場合にはを加えまた100分の120の次に12月に支給する場合には、100分の125を加えるものでございます。次に第3項で定年前再任用短時間勤務職員の規定につきまして、100分の67.5との次に100分の125とあるのは、100分の70とを加えるものでございます。次に第29条第2項を第1号について勤勉手当の支給割合につきまして、扶養手当の額を加算した額の額にの次に、6月に支給する場合には加えまた100分の100の次に12月に支給する場合には100分の105を加えるものでございます。次に9

ページをお願いいたします。第2号で定年前再任用短時間勤務職員の規定について、勤勉手当基礎額にの次に6月に支給する場合には加え、100分の47.5の次に12月に支給する場合には100分の50を加えるものでございます。9ページから14ページにかけて、第3条で定めております別表第1一般職給料表について改めるものでございます。次に15ページをお願いいたします。第2条関係であさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第26条を第2項について、期末手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を100分の122.5に改め次に第3項で定年前再任用短時間勤務職員の規定の適用について、100分の120とあるのは100分の67.5と100分の125とあるのは100分の70とするを100分の122.5とあるのは100分の68.75とするに改めるものでございます。次に第29条第2項第1号について勤勉手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を100分の102.5に改め、次に16ページをお願いいたします。第2号で定年前再任用短時間職員の規定の適用について、6月に支給する場合には100分の47.5を12月に支給する場合には100分の50を100分の48.75に改めるものでございます。次に17ページをお願いいたします。第3条関係であさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。第4条第1項について給料月額37万6,000円を38万円に改め第5条第2項で18ページにかけて、100分の165との次に100分の125とあるのは、100分の175とを加えるものでございます。次に19ページをお願いいたします。第4条関係であさぎり町一般職の任期付職員、任期付職員の採用等に関する条例、第5条で第2項で100分の120とあるのは100分の165と100分の125を100分の122.5に100分の175を100分の170に改めるものでございます。次に20ページをお願いいたします。第5条関係であさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項について令和5年12月31日までの間を加えるものでございます。次に7ページをお願いいたします。附則でございます。第1条、この条例は公布の日、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。次に第2項で、第1条の規定による改正後のあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後のあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するものでございます。第2条では給与のうち払い、第3条では規則の委任を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号

◎議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第35号あさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第35号あさぎり町特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例及びあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。一般職の職員の給与改定に伴い本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは議案第35号につきまして御説明いたします。今回の給与を、今回の改正につきましては特別職員で常勤の町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、一般職の給与改定に伴いまして関係条例を一括して改正するものでございます。内容としましては期末手当につきまして、年間支給月数の引上げを行うこととしております。現行の年間2.40月分を2.45月分とし0.05月分の増をするものでございます。4ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容はまず、第1条関係であさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第6条第2項について、100分の120を100分の125に改めるものでございます。次に5ページをお願いいたします。第2条関係であさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第6条第2項について、100分の125を100分の122.5に改めるものでございます。次に6ページをお願いいたします。第3条関係で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項について、100分の120を100分の125に改めるものでございます。次に7ページをお願いいたします。第4条関係で、あさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項について、100分の125を100分の122.5に改めるものでございます。次に2ページをお願いいたします。下のほう附則でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。ただし第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。次に第2項で、第1条の規定による改正後のあさぎり町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後のあさぎり町教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、次の3ページをお願いいたします。令和5年12月1日から適用するものでございます。第2条では期末手当のうち払い、第3条では規則への委任を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号

◎議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第36号あさぎり町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第36号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い

本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは議案第36号について説明申し上げます。今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により出産時における保険税負担の軽減等について所要の規定の整備が行われたため本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、5ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。第23条の3、国民健康保険税の減額について、新たに追加するものです。産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定するものです。出産する被保険者に係る産前産後期間相当分4か月間の保険税を軽減する措置を創設するものになります。6ページをお願いいたします。最下段になります。第24条の3、出産被保険者に係る届出は、産前産後期間の軽減に係る届出について規定するものになります。4ページの改正分をお願いいたします。施行期日につきましては、令和6年1月1日から施行する。適用区分につきましては、令和6年1月以降以後、及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年12月までについては、従前の例によるところになります。以上で、本条例改正の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号

◎議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第37号あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第37号あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは、議案第37号につきまして説明をさせていただきます。この条例改正は、上位法令の一部改正による条例の一部改正となっております。新旧対照表で説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。現行の第35条第3項中ほど下の下線部分、法第9条第1項にあげる小学校就学前子供の区分に係る利用定員の総数とある

のは、法第19条第2号にあげる小学校就学前子供の区分に係る利用定員の総数と、とある部分を削除いたします。4ページをお願いいたします。現行の第36条第3項の中ほど上の第6条第2項中とある後に特定教育保育施設、認定こども園または幼稚園に限る、以下この項において同じとあるのは、特定教育保育施設特別利用教育を提供している施設に限る。失礼しました。以下この項において同じという一文を追加いたします。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。としております。以上、説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号

◎議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第38号あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第38号あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。深田地区産業用地を分筆したことにより本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしく申し上げます。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは議案第38号あさぎり町産業用地分譲条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により御説明を申し上げます。今回の条例改正は深田地区産業用地の分筆により一部改正するものでございます。第2条表中、深田地区産業用地の現行のあさぎり町深田西字西の迫2326番44を改正後の深田西字西の迫2326番44、同じく2326番225、同じく2326番229に改正するものでございます。2ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号

◎議長（森岡 勉君） 日程第7、議案第39号令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第39号、令和5年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について提案いたします。令和5年度あさぎり町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億999万5、

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億957万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） 議案第39号について御説明申し上げます。2ページの続きを読み上げます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越し明許費による。第3条 債務負担行為の追加は、第3票 債務負担行為補正による。第4条 地方債の変更は第4票 地方債補正による。6ページをお願いします。第2表繰越し明許費です。記載する4事業につきまして、翌年度への繰越しをお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明いたします。次のページをお願いします。第3表 債務負担行為補正です。今回計上しております主なものとしましては、新年度4月1日から開始する業務につきまして本年度中に契約等の準備行為を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。財政課所管分といたしましては、まず2番の固定資産台帳システム保守業務、保守業務と5番の公共施設マネジメントシステム保守業務です。ですが、財政課が所管する電算システムの保守業務になります。また6番の旧須恵中学校自家用電気工作物保安管理業務は、電気工作物の保安管理業務となります。なお、期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次14ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。記載する4事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より説明いたします。次17ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分につきまして説明いたします。2番目の枠の目1地方交付税ですが、今回の補正予算の財源調整により普通交付税を追加するものです。次41ページをお願いいたします。歳出です。款11、目1公債費、目1元金、節22償還金利子及び割引料につきましては、長期債元金において利率の見直しがされたことによる元利償還金の変更です。同じく目2、目2利子、節22償還金利子及び割引料につきましては、長期債の利子において、令和4年度借入れ額の確定及び利率見直しによる長期債利子の変更等により、利子が増額となったものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第3票 債務負担行為補正でございます。まず議会事務局所管分としまして番号1、議会会議のライブ及び記録映像を配信するシステムの保守管理業務、総務課所管分としまして番号3、本庁舎の自家用電気工作物の維持及び運用に関する法案を常時確保するために電気保安法人に委託するものでございます。また番号4は管理する施設の警備業務に関するもの、次に11ページをお願いいたします。番号53は防災倉庫賃借に関するものでございます。7ページをお願いいたします。いずれも令和6年度を初日から実施する必要があり前年度に契約等の準備行為を行うため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。番号1と番号3に関しましては5年間の業務を委託するものであります。次に18ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 枠目の目 1 総務費県補助金、節 1 総務管理費補助金の権限移譲事務交付金は、令和 5 年度分の交付額が確定したことにより交付額に合わせて減額補正するものでございます。次に 19 ページをお願いいたします。最上段の枠で目 1 総務費県委託金、節 4 選挙費委託金は、令和 6 年 3 月 24 日に執行予定の県知事選挙に係る委託金であり選挙の執行経費に充てるため交付されるものでございます。次に 3 枠目の目 4、節 1 の雑入の 5 行目の消防詰所上下水道使用料は、消防詰所の上下水道使用料分を受け入れるものでございます。次に歳出を説明いたします。21 ページをお願いいたします。まず今回の補正では職員の給与費につきまして、人事院勧告に伴う給与改定並びに諸手当の支給要件の変更など支給実績と今後の支給見込みにより補正を行うものでございます。議員や特別職の町長、教育長におきましても人事院勧告に伴い期末手当を補正するものでございます。このことから人件費を計上する全ての科目において所要額を補正するものであり各科目での説明は省略させていただきます。後ほど各課において説明します報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の人件費とあわせて、今回の補正の総額の補正後補正前の額は、42 ページからの給与費明細に示すものでございます。また給与費を計上する特別会計におきましても同様の取扱いとさせていただきます。それでは総務課所管分を説明いたします。21 ページ 2 枠目の目 1 一般管理費の節 10 需用費の消耗品費につきましては、コピー用紙代について単価の上昇により不足見込額を増額補正するものでございます。次に 25 ページをお願いいたします。2 枠目の目 5 県知事選挙費は、令和 6 年 3 月 24 日執行予定の選挙において必要な選挙管理委員等の報酬、選挙事務にかかる時間外手当、印刷製本費や次の 26 ページ郵送料ポスター掲示場設置委託料や会場使用料などの経費を計上するものでございます。なお特定財源として県からの選挙費委託金を充てるものでございます。次に 37 ページをお願いいたします。2 枠目目 3 消防施設費、節 10 需用費の水道・下水道使用料は、消防詰所に係る不足見込額を増額補正するものでございます。その下節 16 公有財産購入費は深田の古草城地区に設置予定の防火水槽設置予定地に係る土地購入費でございます。次に給与費明細を説明申し上げます。42 ページをお願いいたします。まず特別職におきましては主なものとしましては県知事選挙における選挙管理委員の報酬、また町長や教育長、議員の期末手当を増額補正しております。補正の総額は各表の比較の欄に示しており、また補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に一般職の給与について説明いたします。次の 43 ページをお願いいたします。一般職におきましては給与改定並びに給与支給要件の変更による補正を行っており、関連する所管課で所要額を補正するものでございます。今回の補正の総額は各表の比較の欄に示すとおりであり職員手当の内訳は下表のとおりでございます。次に 44 ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましても給与改定や不用額減額などによる補正を行っております。次に 45 ページをお願いいたします。ここでは今回の補正の増減額の明細を事由別に示すものであり給料においては給与改定に伴う増減、増減分、職員手当においては制度改正に伴う増減分の欄に今回の給与改定に伴う補正額、その他の増減分の欄には、支給要件の変更や時間外手当の補正額を示すものでございます。次に 46 ページをお願いいたします。ここでは職員手当の期末勤勉手当の状況について補正後補正前国の制度を示すものでございます。以上で総務課所管分についての説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは企画政策課所管分について説明いたします。7ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正です。番号7 ネットワーク保守管理業務委託から番号1 1庁舎業務系プリンター賃借は、職員が使用しております端末システムなどの賃借料及び保守業務にかかる費用で、年間を通し利用しますので債務負担行為を行うものです。8ページをお願いいたします。番号1 2地域情報通信基盤整備保守業務は、地デジ再送信設備、IP告知システムの保守業務費用で、年間を通し安定的なサービスの提供を行うため債務負担行為を行うものです。番号1 3から1 8につきましては、ふるさと納税に関します必要な経費で、発送業務、申込み、受付業務及びシステム保守業務費用で安定的な役務の提供を行うため、債務負担行為を行うものです。番号1 9から2 0につきましては、テレワーク施設運営で必要な経費としまして、ネットワークに関する経費、スマートロック及び複合機の賃借、警備保障委託に係る費用を計上するものです。契約につきましては、令和6年1月中旬に1 4か月で契約行為を行うことから、表のとおり期間設定を行っております。なお1 9番の複合機賃借につきましては、5年間の契約といたしております。1 7ページをお願いいたします。歳入になります。三つ目の枠、説明のテレワーク施設使用料ですが、令和6年2月にオープン予定であり、利用者も多く見込めませんが1日に約1.5人程度の利用があると見込み、歳入を計上しております。最下段の枠、目1 総務費国庫補助金、節3 デジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体の情報システム標準化共通化に向けた改修支援補助になりますが、地方公共団体情報システム機構からの補助金であることから、科目構成に伴い減額するものです。節5 社会保障番号システム整備補助金、説明の二つ目ですが、戸籍附票システム改修費用に対します補助金になります。節8 地方創生臨時交付金ですが、物価高騰対策としまして、障害福祉施設物価高騰対策支援事業ほか5事業に充当するものでございます。1 9ページをお願いいたします。三つ目の枠目4 雑入、節2 デジタル基盤改革支援補助金は、先ほど国庫補助金で説明いたしました補助金を受け入れるものです。2 2ページをお願いいたします。歳出になります。目7 企画振興費、節1 9 負担補助及び交付金、説明の地方バス運行等特別対策補助金は、産交バス株式会社の決算に伴いまして、増額するものです。その下、地域公共交通事業者支援負担金は、鉄道事業者、町内タクシー事業者に対する燃料費等物価高騰対策支援といたしまして補助するものです。目8 電子計算費、節1 2 委託料、説明の電算システム改修委託料は、税番号制度に関します総合行政システムの戸籍附票システム等の改修費用になります。その下、電算機器保守委託料は、総合行政システム機器更新費用となります。5年前に更新しました機器の耐用年数及びサポート期間が切れますので更新をするものでございます。目1 7 ふるさと寄附対策費、節7 報償費は、令和4年度の寄附額対応お礼品であった馬刺しの未発送分に対します費用で、令和5年4月より取扱い基準が見直され、海外産馬刺しの取扱いが出来なくなったことで、令和4年度の年末及び年度末に駆け込みの寄附が多く発送までに時間を要したことで、未発送分約1万個を9月まで、9月末までに発送いたしました費用を計上しております。節1 2 委託料ですが、先ほど節7 報償費で説明いたしました外国産馬刺しの発送業務委託料になります。2 3ページをお願いいたします。説明のふるさと寄附申請申込み受付業務委託料、トラストバンク楽天分となります。その下、ふるさと寄附一括代行業務委託料、こちらはさとふる分となります。当初は、これまでさとふるの利用が多く8割で見込んでおりましたが、現在トラス

トバンク楽天の利用者が多くなったことで、予算の組替えを行うものです。その下、ワンストップ特例申請書受付代行業務委託料ですが、当初オンラインでの申請を50%と見込んで経費を計上しておりましたが、現時点でオンライン利用が約10%であるため、受付代行委託料が不足するため増額をお願いするものです。節13使用料及び賃借料、説明のオンラインワンストップ申請使用料ですが、契約の見直しにより新たに追加をするものでございます。目18地方創生費、節18負担金補助及び交付金ですが、当初マルチワーカーの稼働率を90%で見込んでおりましたが、6月の梅雨時期、8月の夏場の利用が少なく大幅に稼働率が落ち込み、料金収入が見込めないことから不足分を追加するものでございます。目24テレワーク施設運営費、節10需用費で、説明の消耗品は、コピー用紙代などで、その下、水道・下水道使用料及び電気料につきましては、2か月分を計上しているところでございます。節11役務費は、電話ファクス代2か月分の費用となります。節12委託料は、警備保障の委託3か月分と自動ドア点検委託の1回分の経費を計上しているところでございます。24ページをお願いいたします。最上段の枠、節13使用料及び賃借料は、複合機のリース、コピー使用料など2か月分とネットワーク回線使用料、クラウドカメラ使用料3か月分の経費を計上しております。節15工事請負費は、セキュリティーカメラ、電話設置に必要な費用を計上しているところでございます。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは、税務課所管分について説明いたします。8ページをお願いいたします。第3表 債務負担行為補正によります。下から2段目、番号23統合型土地情報システム使用料ですが、税務課の地図データシステムのサーバー及びシステムの使用料となっています。最下段、番号24統合型土地情報システム保守業務ですが、パソコン機器との接続点検などを行う保守料となっています。次のページをお願いいたします。最上段、番号25固定資産土地評価業務ですが、3年に1度の評価替えのための調査業務等をお願いするものです。期間限度額につきましては、記載のとおりです。17ページをお願いいたします。歳入になります。1枠目、目1固定資産税、節1現年度分の増額補正になります。10月末現在での調定額が、令和5年度当初予算額よりも増収が見込めるために計上したものになります。令和5年度調定額に、令和4年度収納率99.5%を乗じた額を令和5年度当初予算額から減じた額の8割で計上しております。24ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目です。目1税務総務費の増額補正になります。節1報酬、節4共済費の社会保険料と共済組合負担金、節8旅費の費用弁償は、1月から3月までの代替職員の会計年度任用職員1名分になります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 説明の途中ですがここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） 続けて説明をお願い申し上げます。中竹町民課長。

●町民課長（中竹 健次君） はい。町民課所管分を御説明をいたします。9ページをお願いいたします。債務負担行為です。番号26マイナンバーカード対応記帳台システム賃借と番号27マイナンバーカード対応記帳台システム保守業務は、来年3月より総合窓口に設置しますマイナンバーカードの氏名、住所、生年月日、性別の4情報を利用して申請書を自動記載する記帳台の賃借、保守業務となります。期間は令和6年度から令和10年度までとしております。番号28戸籍総合システムソフトウェア保守業務と番号29戸籍総合システム賃借は、今月より導入した戸籍総合システムの保守業務と賃借となります。期間は令和5年度から令和6年度までとしております。次のページをお願いいたします。番号39一般廃棄物収集運搬業務は、一般家庭から出される可燃・不燃ごみの収集運搬業務、番号40生ごみ収集運搬業務と番号41生ごみ処理業務は、一般廃棄物の可燃ごみ収集日に合わせて14行政区からの生ごみと事業所からの生ごみを収集運搬し堆肥化するものです。期間は令和5年度から令和6年度までとしております。17ページをお願いいたします。歳入です。4枠目、1段目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金、補助金で、歳出で説明します個人番号カードに関する補助金を受け入れるものです。節5社会保障税番号システム整備費補助金の説明、法務省社会保障税番号システム整備費補助金は、歳出で説明します戸籍情報システム改修委託料の補助金として受け入れるものです。次は歳出です。24ページをお願いいたします。3枠目、目1戸籍住民基本台帳費、次のページをお願いいたします。1枠目、節10需用費は、マイナンバーカード用パソコンの非接触型ICカードリーダー2台分とマイナンバーカード交付の際に、スクリーンに暗証番号等を入力するタッチペン3本分、マイナンバーカード廃棄用シュレッダー1台分です。節12委託料は、令和5年6月8日に行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布、公布されたことにより、戸籍氏名にふり仮名が追加されることとなりますが、この戸籍、氏名を追加する戸籍情報システムの改修となります。次は、繰越し明許費です。6ページをお願いいたします。番号1、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム改修事業は、先ほど歳出で説明しましたが、令和5年度中に契約予定であります事業完了が令和6年10月末の予定であり、年度内に竣工が見込めないことが繰越しの理由となります。以上で、町民課所管分を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。9ページでございます。債務負担行為でございますが、生活福祉課所管分としましては、番号30番、31番、34番、35番、36番の5事項となります。この5事項につきましては、期間を令和5年度から令和6年度とし、記載の金額を限度額として債務負担するものでございます。14ページをお願いいたします。地方債補正でございますが、生活福祉課所管分としましては、番号1番の子ども医療費助成事業でございます。歳出の増額補正によります地方債の補正となっております。18ページをお願いいたします。歳入となりますが、2枠目、目2、節7救護施設費負担金につきましては、利用者数の減や入院等による基準額の減額による減額補正となっております。3枠目、2段目、目2、節4児童福祉費補助金の説明、保育所等、物価高騰対策支援金補助金は、町内の保育園、認定こども園に対し、光熱水費、燃料費等の物価高騰に

に対する支援として、利用定数に応じて支援金を支給する補助金を受け入れるものでございます。19ページをお願いいたします。3枠目、1段目、目1、節1 救護施設費納付金、説明の自己負担金は、利用者の変動による減額となっております。2段目、目4、節1 雑入の説明、社会福祉協議会運営費補助金返還金とふれあい福祉センター指定管理委託料返還金は、令和4年度決算による返還金を受け入れるものでございます。4枠目、目2、節3 子ども医療費助成事業債は、子ども医療費助成事業の増額補正によります地方債を受け入れるものでございます。27ページをお願いいたします。歳出となります。目4 節1 8 負担金補助及び交付金の説明、障害福祉施設等物価高騰対策支援金は、町内の障害福祉サービス施設、事業所に対し光熱水費、燃料、燃料費、食糧費等の失礼しました食費等の物価高騰による経費の上昇分に対する支援金を計上しております。その下、節2 2 償還金利子及び割引料の説明にあります。6事業の返還金につきましては、令和4年度の事業、事業費が確定したことによる返還金となっております。28ページをお願いいたします。1枠目、目7、節1 2 委託料の説明、ヘルシーランド指定管理委託料につきましては、新しく券売機をリース契約することによるリースするリース料の増額分と最低賃金引上げによります人件費分の増額補正となっております。その下ふれあい福祉センター指定管理委託料につきましては、最低賃金引上げによります人件費分の増額補正となっております。その下、目8 低所得世帯支援事業費につきましては、現在、低所得世帯に対しまして3万円を支給する事業を実施しておりますが、追加対策として、さらに7万円を支給する事業の必要経費を計上したものでございます。2枠目、目1、節1 8 の負担金補助及び交付金は、物価高騰対策として、水道光熱費や燃料費等に対して保育園、認定こども園や障がい児支援施設に対しまして、補助金、支援金を計上したものでございます。29ページをお願いいたします。1枠目、最上段の節2 2 償還金利子及び割引料は、障害児通所支援事業及び低所得子育て世帯給付金事業の令和4年度事業費確定によります返還金を計上しております。その下、目3、節1 9 扶助費につきましては、子ども医療費給付金につきまして増額補正をするものでございます。2枠目になります。救護施設関係の補正予算となりますが、目1、節1 0 の需用費の説明項目の増額につきましては、目2 救護施設事業費の需用費、説明、同項目の減額分を増額補正するものでございます。その下、節1 2 委託料の不動産鑑定委託料は、救護施設の敷地及び建物の不動産鑑定を行う委託料となっております。2段目、目2、節1 0 説明の賄い材料費につきましては、材料費の高騰により不足する経費を増額補正しております。30ページをお願いいたします。1枠目、節1 1 説明の各種検診手数料は、利用者の検診料、検診手数料の不用額を減額するものでございます。その下、節1 9 扶助費の説明、入所者給付金は、非課税世帯への給付金が支給されたことにより施設からの施設から支給しておりました給付金につきまして、減額補正をするものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それでは、高齢福祉課所管分について御説明いたします、9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございます。番号32番在宅高齢者等緊急通報装置貸与業務につきましては、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に対応する業務を委託するものでございます。次に33番生活管理短期宿泊業務につきまして

は、一時的に要望する必要がある高齢者に対して介護施設等を利用して、短期宿泊の支援を行う業務を委託するものでございます。債務負担行為は以上でございます。26ページをお願いいたします。歳出でございます。2枠目の目2老人福祉費、節1報酬、それから節4共済費の説明欄の社会保険料と会計年度任用職員地方公務員共済組合負担金、それから節8旅費の費用弁償につきましては、高齢福祉課の介護保険高齢者支援グループの職員1名が私傷病により長期療養が見込まれることに伴いまして、今回1月から3月末までの会計年度任用職員1名分の費用を計上するものでございます。その下の節18負担金補助及び交付金、高齢者施設等物価高騰対策支援金につきましては、光熱水費、食費、燃料費等の物価高騰の影響を受けている県内の高齢者施設等に対し県がその費用の2分の1の支援を実施されていることを受けまして、町としましても費用の4分の1の支援を計上するものでございます。27ページをお願いいたします。最上段の節27繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、本年度介護報酬改定に伴いましてシステム改修が必要となっております。その費用の2分の1は国庫補助で、残りの2分の1を一般会計繰出金として計上するものでございます。高齢福祉課所管分につきましては以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは健康推進課所管分の御説明いたします、9ページをお願いいたします。債務負担行為補正です。番号37の健康管理システム用サーバー賃借と10ページをお願いいたします。番号38の健康管理システム保守業務は、令和6年4月1日からの業務に伴う準備行為のためお願いするものでございます。番号42の免田保健センター自家用電気工作物保安管理業務については、現在の契約が令和5年度までで終了することから、令和6年4月から10年、令和10年度までの業務に伴う準備行為としてお願いするものでございます。17ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金の増額は、歳出において人事院勧告に伴う新型コロナワクチン接種業務に係る会計年度任用職員の報酬手当等、共済費の増額に伴いその増額分の補助金として受け入れるものです。19ページをお願いいたします。3枠目の目4雑入の節1雑入の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金の増額は、令和4年度の負担金確定により精算金を受け入れるものです。27ページをお願いいたします。歳出となります。目6国民健康保険事務費です。28ページをお願いいたします。節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、出産育児一時金繰出金の増額をお願いするものです。30ページをお願いいたします。2枠目の目1保健衛生総務費の節18負担金補助及び交付金の医療機関等物価高騰対策支援金の増額は、町内の物価高騰の影響を受けている医療機関等への支援金としてお願いするものです。31ページをお願いいたします。1枠目の目8スマートウェルネスシティ事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当の増額は、実行委員会や年代別運動教室の運営に係る時間外手当が不足することからお願いするものです。節8の旅費の費用弁償の減額は、会計年度任用職員の通勤手当等の不用額を減額するものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、農林振興課所管分について説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。繰越明許費につきまして番号の4林業施設災害復旧事業で

すが7月の梅雨前線豪雨により被災した3路線3か所につきまして、年度内完了を見込めないため繰越しをお願いするものです。10ページをお願いいたします。債務負担行為補正につきまして、番号の43岡原農産物処理加工施設指定管理業務、それから44定住促進センター自家用電気工作物保安管理業務委託、それから45薬草加工場自家用電気工作物安全管理業務委託とそれから47町有林管理業務につきまして、契約上の準備行為を要するため計上を行うものです。18ページをお願いいたします。歳入になります。上段の枠、目7災害復旧費補助金の林業施設災害復旧費補助金につきましては、3路線3か所分の補助金を受け入れるものです。次に最下段の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、町地域再生協議会の事務費となりますが、交付決定に基づき増額するものです。次に環境保全型直接支払い交付金につきましては、交付決定に基づき減額をするものとなります。次の土地利用型農業支援事業補助金は、価格が高騰している麦の生産に関する事業で、農業団体における機械の導入、事業費の2分の1を受け入れるものです。また次の攻めの園芸生産対策事業費補助金は、急激な気候変動に対する環境整備をすることで品質や収量のアップを目指す取組で、事業費の3分の1を受け入れるものです。次の県産麦安定生産体系構築支援事業費補助金は、主に麦の品質の向上と収量の確保を図ることを目的とした事業で、事業費の2分の1を受け入れるものです。また耕畜連携飼料増産推進モデル事業費補助金につきましては、耕畜連携をさらに推進することで良質な土づくりや作付品目の収量向上を目指し飼料高騰コストを低減することで、経営の安定化を図るもので事業費の2分の1を計上するものとなります。次のページをお願いいたします。3段目の枠、目4雑入の2行目環境保全型農業直接支払交付金返還金は、取組者3名による堆肥の施用の要件、土壌診断の不備による、不備があり返還が生じたものを受け入れるものです。また6行目中山間地域直接支払交付金精算金は、農業用建築物への転用など農振地除外によるものとして返還が生じたもの4集落分を受け入れるものとなります。次のページをお願いいたします。目8災害復旧債の林業施設災害復旧事業債は、林道施設災害復旧事業に係る分の起債ということになります。32ページをお願いいたします。歳出になります。目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の攻めの園芸生産対策事業費補助金は、歳入で説明したものJAイチゴ部会に対し支出をするものです。次の県産麦安定生産体系構築支援事業費補助金は、2件の農家に対し支出をするものです。また次の農業振興イベント補助金は、町農業の活性化を図るための自発的な取組に対しイベントを実施する団体に対し支援をするものです。次の目8水田農業経営確立対策事業費、節18負担金補助及び交付金の地域農業再生協議会補助金は、町再生協議会へ支出をするもの。また土地利用型農業支援事業補助金は、1件の農業法人へ支出するものとなります。次の目10畜産事業費、節18負担金補助及び交付金の耕畜連携飼料増産推進モデル事業費補助金は、1件の畜産法人へ支出するものです。次のページをお願いいたします。上段の目13中山間地域等直接支払制度事業費、節22償還金利子及び割引料の中山間地域直接支払交付金返還金は、歳入で説明しましたが国県4分の3分を合わせて返還するものとなります。次の目15環境保全型農業直接支払制度事業費、節18負担金補助及び交付金の環境保全型農業直接支払交付金は、交付決定に基づき減額をするものとなります。また節22償還金利子及び割引料の環境保全型農業直接支払い交付金返還金は、歳入で説明をいたしましたものに対し国県4分の3分

を合わせて返還するものです。次の目16農地費、節18負担金補助及び交付金、県営土地改良事業負担金は、幸野溝へ流入した土砂のしゅんせつに対する経費に対し2分の1を支援するものとなります。40ページをお願いいたします。最下段の目2農業施設災害復旧費、節14工事請負費は、3路線3か所分の事業費ということになります。説明は以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは、商工観光課所管につきまして御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。債務負担行為です。番号48から50商工コミュニティセンターに関する事項としまして、エレベーター保守業務について、平日の夕方から夜、土日祝日の管理業務について、電気保安管理業務についてそれぞれ計上しております。期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。34ページをお願いいたします。歳出です。2枠目、節18負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症関連商工業利子補給補助金の減額は、新型コロナウイルスが本年5月に5類に移行したことによりまた国の追加措置もなかったことにより減額をするものでございます。3枠目、節14工事請負費につきましては、ビハ公園内への送水管復旧工事につきまして6月末からの大雨により林道崩落林道が崩落したことにより工事実施が不可能となったことで減額をするものでございます。商工観光課所管につきましては以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明をいたします。6ページをお願いいたします。繰越明許費を設定するものでございまして番号の2番と3番で、款7土木費、項2道路橋梁費の道路改良事業歩道整備事業につきまして、前年度事業の繰越しなどによりまして発注時期に遅れが生じていることで、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものです。10ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございますが、番号の46番清願寺ダム自家用電気工作物保安管理業務につきまして、令和6年度からの業務を年度当初から安定的に継続して行うために設定するものです。次の11ページをお願いいたします。番号の51番道路施設等維持管理業務につきまして、作業員の派遣業務になりますが、今年度が3年契約の最終年度になりますので令和6年度からも引き続き雇用形態を継続的に行い適正な行政運営を図るために設定するものです。次の52番土木積算システム賃借につきまして、現在使用しておりますシステムが更新の時期時期を迎えますので、複数年契約により効率性と利便性を図るために設定するものでございます。19ページをお願いいたします。歳入でございますが4枠目の目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、歳出で計上しておりますが、道路改良における用地補償費の財源としまして合併特例債を借り入れるものでございます。次の20ページをお願いいたします。最上段です。節2河川債につきましては、歳出で計上しております河川のしゅんせつ工事費の財源としまして、緊急しゅんせつ推進事業債を借り入れるものです。35ページをお願いいたします。歳出でございますが、2枠目の目2環境整備資材等支給事業費、節13使用料及び賃借料それと節15原材料費につきましては、住民協働事業への取組としまして今年度は12地区になりますが、これから実施される分で事業費の不足分を増額とするものです。次の枠の目2道路維持費、節10需用費につきましては、修繕料になりますが台風による町道の災害対応や公用車の修繕に修繕費の増加によりまして今後必

要となる見込額に不足が生じておりますので増額とするものです。目3道路新設改良費につきまして、次の36ページをお願いします。節2.1補償補填及び賠償金につきましては、道路改良に伴い支障となります電柱の移転の補償でございます。柳別府岡原線の分になります。目4道路改良費、節1.6公有財産購入費につきましては、歩道整備で黒田古町線、通学路整備で免田町中央通り線の用地取得を行うものです。節2.1補償補填及び賠償金につきましては、節1.6に計上しました用地取得に伴う支障物件の移転補償、それと古町永才線の歩道整備に伴い支障となった電柱の移転の補償金になります。次の枠の目2河川改修費、節1.4工事請負費につきましては、河川のしゅんせつになります。岡本川におきまして梅雨前線豪雨での堆積土砂の撤去を緊急的に行っておりまして、土砂の量が多かったことで費用が増加しておりますので、これから予定するしゅんせつのために増額とするものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 教育課所管分を御説明いたします。11ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正になります。番号54の学校教育ICT活用支援業務から番号60の学校無線LAN機器賃借までは、GIGAスクール構想事業に関する業務委託、校務用電算関係の賃借及び使用に関するものです。61の上小学校版プリンター賃借は、故障による更新です。62から次のページをお願いいたします。66につきましては、各小学校の自家用電気工作物の保安管理、67、68の小中学校町務業務は、学校内の清掃や除草、草刈りまた簡易な事務作業などの庁務業務になります。69の中学校エレベーター保守点検から72のスクールバス運行業務は、中学校関係でエレベーターの点検、電気利用状況の監視、自家用電気工作物の保安管理、スクールバス運行に関する業務を委託するものです。73から75につきましては、せきれい館関係で、エレベーターの点検、施設管理業務は、図書館業務や夜間や休日の管理業務の委託、75は自家用電気工作物の保安管理です。76の須恵文化ホール施設管理業務は、ホールの照明、音響の管理、夜間休日の管理業務を委託するものです。次のページをお願いいたします。77の図書情報システムは、生涯学習センターとせきれい館図書館の図書を管理するシステム使用料です。78は、生涯学習センターの自家用電気工作物の保安管理、79の教育施設維持管理業務は、町内の屋外体育施設と小中学校の屋外運動場の除草、樹木管理、グラウンド整備等の業務を委託するものです。80は高山総合運動公園の自家用電気工作物の保安管理、81は森園カントリーパークの芝管理等につきまして、安定な管理を行うため新たに上げております。82、83の体育施設予約管理システム関係は、コンピューターへの不正侵入やサーバー攻撃を防ぐソフト使用料になります。84から86につきましては、学校給食センターの調理、配送、警備、自家用電気工作物の保安管理に係る業務委託となります。いずれも令和6年度初日から実施必要があり前年度中に契約等の準備行為を行うために債務負担行為の設定をお願いするものです。次に歳入を説明いたします。18ページをお願いします。1枠目の目6教育費国庫補助金、節3僻地児童生徒援助費等補助金は、あさぎり中学校のスクールバス購入に伴います国庫補助です。補助率は2分の1で、限度額を受け入れるものです。次のページをお願いいたします。2枠目、目1指定寄附金、教育費寄附金は、ふるさと関西会及び中部ふるさと会からの寄附金です。37ページをお願いします。歳出になります。最後の枠目3教育振興費、次のページをお願いします。1枠目、

節 2 4 積立金、学校教育施設整備基金積立金は、旧岡原中学校の財産処分にかかります基金の積立てとなります。2 枠目、目 1 学校管理費、節 1 3 使用料及び賃借料の事務機器リース料は、上小学校事務機器の入荷が時間を要することから減額するものです。節 1 4 工事請負費は、岡原小学校保健室空調の故障により更新工事となります。節 1 7 備品購入費は、歳入で説明いたしました寄附金を各小学校の図書購入費に充てるものです。最後の枠、目 1 学校管理費、次のページをお願いします。1 枠目、節 1 7 備品購入費、図書購入費は、小学校と同様寄附金を中学校の図書購入費に充てるものです。2 枠目、目 3 文化財保護費、節 1 8 負担金補助及び交付金、文化財修理費補助金は、築地熊野神社薬師堂萱葺き屋根の全面修理に係る補助金です。次のページをお願いします。2 枠目、目 1 給食センター運営費、節 1 0 需用費、賄い材料費は、物価高騰により給食材料費が値上がりをし栄養価、カロリー基準を満たすメニューの作成が困難な状況のため食材費の値上げによる増額分を計上するものです。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。追加の説明ございませんか。はい、大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。すいません説明が漏れておりました。はい、30 ページを御覧いただきたいと思います。2 枠目の目 1 保健衛生総務費の節 1 報酬、節 3 職員手当等、節 4 共済費の会計年度任用職員に係る分の減額でございますが、助産師と国民健康保険事務補助の会計年度任用職員を応募しておりますがまだ募集しておりますがまだ応募がございません。なお現在も募集中でございまして 1 2 月から 3 月までの 4 か月分を確保し、それ以外の不用額について今回減額をいたしております。以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに追加の御説明はございませんか。ないですね。

◎議長（森岡 勉君） それでは質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。12 番、小見田議員。

○議員（12 番 小見田 和行君） はい、財政課に 1 点をお尋ねしたいところでございまして 4 1 ページの公債費のですね、償還金利子及び割引料でございまして、これにつきましてこの割引料にこの金額は、基準財政需要額に算入されたものなのか、それならばその償還の方法として、実学償還方式なのか理論償還方式なのか。それにお分かりなら説明を願いたいと思います。

◎議長（森岡 勉君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 50 分

◎議長（森岡 勉君） 会議を再開します。はい。12 番、小見田議員。

○議員（12 番 小見田 和行君） 実は、この償還方式に基づいて会計検査院あたりから総務省あたりにもいろいろ通告はされておりますけど、その合理的な算定が実質的にはそのリスト化において行われているのかについての疑問点があるようでございまして、その辺のこととそれからこの理論償還方式を用いた場合には償還時点において利率が決まってないものであって、地方自治体としては利用率が決まっていないような方式の起債等は余り起こさない方がいいというふうなことでございますので、その辺のことについて留意された上での今回の利子の償還等ですね。そ

れでこの起債の元となるものがどういうものかということに質問をしているわけでございます。

◎議長（森岡 勉君） 会議の途中でございますけれどもちょっとこの時間以内に御返答が出来ないようでございますので一応これ午前中は休会したいと思います。午後は13時30分より再開いたしますので、これで休憩に入ります。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議長（森岡 勉君） ここで財政課長より追加答弁の申出がっておりますので、これを許可いたします。伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。午前中の小見田議員の御質問に対して回答いたします。まず1点目が、今回の公債費に関して基準財政需要額に算入されているのかというお話だったんですけれども、今回もう令和5年度につきましては、基準財政需要額の基礎数値は既に国に提出しておりますので、今年度の修正というのはありません。ただし3年に1回交付税検査がございまして、交付税検査の際に錯誤という形で修正の報告をすることになります。で、検査の次の年度の基準財政需要額に反映されることになります。2点目です。今回の起債につきまして、理論償還方式ですと利率が決まってないのでちょっと不安定でそういったものの起債は理論償還方式ではなく理論償還方式ではなく、実学償還方式で記載をしたほうがいいのではないかということのお尋ねに関してお答えします。実学償還方式、理論償還方式2通りございますけれども、借り入れる地方債によって実学なのか、理論なのかというのは決まっております。地方自治体側では選択が出来ないということになります。今回、今回の補正予算の関係でいきますと臨財債ですとか緊時債、緊防災、浚渫債などが、理論償還方式となっております。合併特例債ですとか過疎債、単独災害債あたりは実学償還ということで、借り入れる地方債の種類によって決まっているということでございます。

◎議長（森岡 勉君） 12番、小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） 基準財政需要額に入らないということは、今年のこの補正に関しましては留保財源を充てるということで理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。今回はもう交付税はこの分は、今年度は来ないということになりますのでそのような対応になろうかと思えます。

◎議長（森岡 勉君） ほかに質疑ございませんか。13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。2点お伺いしますが、一般会計と特別会計、事業会計あるわけですが、今回の人事院勧告によっての人件費の増額、全てトータルした時にどれだけ増額なるのでしょうか、お伺いします。もう1点。先ほど建設課からですね、課長から合併特例債を借入れして云々という説明がありましたが、合併特例債は、いつまでの事業までが対象になるんですか。お伺いします。2点。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。1点目、御質問ありました今回の給与改定に伴う影響額ということでお答えいたします。全体ですね一般会計ほかその他の特別会計を含めまして、総額で2,150万3,000円ということで予算を組んだところでございます。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 町債で土木債のほうでですね、道路橋梁債ということで合併特例債を充てる予定ということで申し上げたところでございますが、起債につきましては令和5年度まで適用ということで今回の補正で上げておりますのが用地取得費、それからそれに伴います補償費ということで3月、令和6年3月までいわゆる年度内に完了見込まれるということで合併特例債を追加で申請するものでございます。

◎議長（森岡 勉君） 13番、溝口議員。

○議員（13番 溝口 峰男君） はい。年度内の完了、これはもう大前提ですか。繰越しは認められないということですかね。それとあわせて年度内に完了する事業がもしたくさんあるとなるとですね、もうこれはもう合併特例債を活用しとったほうが有利なんでその辺は財政課長からは事業の精査をされて、ここの今回の事業だけと対象は、そういうことでの判断だったんでしょうか。またこれからのまたあと3か月、若干あるわけですけどもそれについてはどのようにお考えですか。

◎議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 今回補正でですね、歳出計上していただく時に財政といろいろ協議する中で、起債を適用出来ないかという話の中で今年度いっぱいという規定がありましたもんですから、予算計上する段階で年度内に完了が見込めるものに限っては借りることが可能ではないかということで今回計上したわけです。ただし特段の事情でですね、繰越しが生じた場合についても認められるというような話を伺っているところです。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい。合併特例債が繰越しが認められるかどうかという点につきましては、総務省からの通知で認められるということで確認をいたしております。あと合併特例債を活用してもっとほかの事業も出来ないのかという御趣旨かと思えますけれども、秋頃、秋頃までにですね、計画を提出することになっておりましてそれで認められたものについて、に合併特例債を、が使用できるということでこれからの追加というのはちょっと出来ないということになっております。

◎議長（森岡 勉君） ほかに。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、3点ほどお尋ねします。まず17ページの地方交付税。先ほどの質疑の中でも留保財源という言葉が出てきましたが、今回の補正予算が成立した段階での留保財源、現時点でですね。あくまでもそれとプラスそれでまだ年度途中でございますが、現在その留保財源をベースに今年度の最終的な繰越し見込みと申しますか、あくまでも現時点ですので見込みで結構ですが、そういうのがある程度分かっていたらお願いをしたいと思えます。それが1点でございます。それと22ページでございますが、ふるさと納税の関係でのふるさと寄附対策費で今回補正上がっておりますが、昨今の、ここ2年ぐらい前からですかね、ふる

さと納税の中での返礼品の割合の問題が出ております。それで現時点でのですね、あれ改正なっ
たと思いますが一応返礼品は3割とかいろいろ基準があると思いますが、どうも私の計算がよく
分からない間違ってるのかもしれませんが、昨年度の決算それから今年度の当初予算、今回の補
正ずっと見た時に現在の基準に対して大丈夫なのかなあというような、ちょっと私の疑問点があ
りますのでその付近大丈夫だという前提でのですね、御説明をいただければ大変ありがたいと思
います。具体的に当初予算と今回の予算額を比較を合算した段階で、今2億の見積りを当初予算
で寄附額を入れてございますがそれが恐らく増えているんだろうと想定しますがそういう比率の
問題ですね。それと昨年度の決算額、の寄附額に対しての返礼品になるのでそれが個別の段階で
の比較になるんだと思いますので予算上決算上とはイコールにならないのかもしれませんが、ど
うも私自分の中で整理がつかいせんのでこの数字だけ見た時ですね、その点をお願いをしたいと
思います。もう1点でございます先ほど41ページで今のお話が色々あっておりましたが、今回
の利子、長期利子ですね補正、増額補正なされておりましたが、今町基金で上がってきます関係で
これから前も半年前も申し上げたと思いますが、もう金利が上がっていくのはもう恐らく避けら
れない中でのですね、今回この1,000万ですかね、ぐらいの補正1,100万ですか、であります
が、今の今回補正を上げられた理由というか根拠、根拠というか現時点ではですね、一般的な
町が起債を起こされる時に前提とされる現在の金利。財政等融資もあれば市場金利もあるとある
と思いますが代表的なもので結構でございますので、ここ1年ぐらいの前ぐらりと比較してです
ね、恐らくかなり金利が上がってきてるんだろうと想像しますが、具体的にちょっと金利の増加
幅と申しますか、そういった数字を教えてくださいなと思います。以上3点、お願いいたしま
す。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、財政課からは1点目と3点目についてお答えしたいと思
います。まず1点目が、まず留保財源の額がこの8号補正の後でいくらあるのかという点につき
ましては、現在8号補正後の留保財源額が2億5,335万円となっております。それから今年度
の繰越し見込みとおっしゃいましたけども、今年度の剰余金の見込みということかと思いき
れども、ちょっとこちらにつきましてはですね、まだ年度途中でまだ特別交付税などもちょっと
まだまだ3月分も来ておりませんので、現時点で想定するのは難しいのかなということであ
ります。3点目です。こちらの利子が増えている理由ということなんですけれども、今回の長
期債の利子の増額の理由がですね、令和4年の借入れ額の確定と当初予算編成時からの金利の上
昇、それから第2庁舎、あさぎり中学校の長寿命化の改修事業について、通常の12年よりも長
い償還期間で借り入れることが出来たことによる金利の上昇ということになります。議員お尋ね
の金利がどれくらい上がっているのかと、というようなことなんですけれども、令和4年の借入れ額に
つきましては1例で申し上げますと、縁故債、銀行からの借入れで合併特例債を借りているもの
につきましては当初0.4%で計算していたところ、3月分の借入れで1.1%それから5月分の借
入れで0.4%から0.595%と他の他の地方債につきましてもおおむね0.4%ですとか0.
1%で計算をしていたところ1.2%ですとか1%などかなりの伸びが、かなり利率が上昇してい
るということです。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） ではですね2点目のふるさと納税の割合ですね、こちらのほうについて説明いたします。基本的に令和3年度だったかと思いますが、この時点では経費がですねやはり50%を超えておりました。ていうのがですね、やはり納税額が少ないと経費のほうやはり高つきをしてしまうというところになっております。ですので令和4年度にですね、返礼品の額を見直しましてこれにつきましては解消をするような努力を努めて、努力をですね、したところでございます。ちなみにふるさと納税の現況調査、令和4年度に出したものになりますが、受入れ金額が4億4,200万円。これに対しまして経費がですね、1億8,900万ということで42.9%ということになっております。しかしながら先ほど説明を申し上げたとおりですね、一部馬刺し等の発送の費用がここには含まれてませんでしたので、率が下がっているという現状にはなっているところではございます。現在ですね、返礼品の割合につきましては、3割以下というところで全て見直しをしておりますのでこの点についてはクリアをしているというふうに思っているところです。また事業費に対します費用ですね、この割合が5割以下ということで基準をですね、遵守するよという通知はいただいております。ですので今年度分につきましては、前年度の積み残しといいますか、未発送分の経費も入ってきますので、5割を超えてしまうというところは、考えられると思っているところです。ですのでこれにつきましては、基本的に令和5年10月1日から令和6年10月、9月30日までの間ですね、5割を超えないというふうなところになっておりますので、またこれにつきましては、国県のほうからですね、調査が参ると思っておりますのでその時に指定の取消し、もしくは指定されるというふうなところであると思っておりますので実際この調査が来ましてから提出後にその辺りが確定すると思っておりますのでございます。

◎議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ありがとうございました。まず1点目ですが、現時点でのもちろん今年度の決算額のみ、見通しがなかなか難しいというのは御説明のとおりだと思います。ちなみにここ3年ほどですね、いろんな諸事情があります。コロナの問題があったり等々でいろんな交付金等もありましてあるいは災害等を含めてですね、結果論ですが、決算でですね、剰余金はこれ残ったという形ですから一概にいい悪いという問題じゃなくて数字的にはその半額を財調に積み立てるという前提で、令和2年度が3億1,000万、令和3年度が5億2,000万、令和4年度が3億4,000万財調に積立てをされております。これ財政的にはですねプラスに出てるわけですから、それが一概にどうこうじゃないんですが、これをちょっと私が申し上げてるのは、2年ほど前ですか、財調が積み上げ過ぎてから特目基金に振り替えるというような手法で財調を減らすという、減らすというかな、そういうことを、あさぎり町は、判断をしてやりました。財調を取崩して特目基金に振り替える。この議論はです、当時私も申し上げたんですが、財調をそういうやり方するのは何かちょっとというのがどうしても基本的なことがありますので、ここで私が申し上げたいのは、剰余金、余裕が余裕があるというかな、その段階で財調にそれをそのまま翌年度に繰越したその地方財政法ですかね、財調に積立てなければならないという法的な義務が発生するので、じゃなくて、前年度で特目基金なら特目基、それはちゃんと目的を精査

してですけど、特目基金に現年度で例えば今年度ですよ、余裕があれば。特目基金に積立てて今年度の財政対応をするそういった考え方を出来ないものかなという感じを私は思っております。繰越して剰余金として繰越して翌年度で財調に積立てて、財調が積み上げ過ぎてからどうしましょうというのを考えるよりもですよ。そういうことが出来ないものかということではちょっとそういうお考えがないかどうかをちょっとお尋ねをしたいと思っております。2点目のふるさと納税の問題は先ほど御説明があったとおりで結構なんですが、結論的に万が一総務省ですか、の。検査とかあれで、違反をしてますから取消しというようなことがないようにですね、是非お願いをしたいと思っております。先ほど言いましたように私も細かな計算がよくうまく出来ませんが、数字的にどうも過大な数字が経費のほうに上がってきてるような気がしてですね、これはあくまで予算ですので後運営上の問題で、クリア出来るんだろうと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。3点目金利の問題は、先ほど合併特別話も出ましたが、あさぎり町に限らず今から例えば短期的にも今第2庁舎の起債、水、水道もう事業費の記載、起債、要するに、金利が1%上がると物すごくダメージ的には財政上ダメージは大きいんですよ、今まで低金利であったのでかなりその分は助かってたんですけど、ということで金利の動きについてはですねもう私が言うまでもないんですが、当然いろんな財政上の判断の中で今から金利が上がるという前提でのですね、ことをしっかり判断をいただければありがたいと思っておりますこの段階の補正段階で、1,000万の金利上昇の増額補正というのはですね、これが全体の当初予算等新年度当初予算等ではですね、かなり大きなものにはね返ってくるのかなというイメージを持っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。ちょっとあちこち飛んでますが最初の1点の1点目のこれについて特にお答えをいただければと思います。

◎議長（森岡 勉君） 伊津野財政課長。

●財政課長（伊津野 博子さん） はい、今年度の剰余金を特定目的の基金に積むお考えがあるのかということではすけれどもやはり具体的には黒字の額と令和6年の一般財源の状況を見て総合的に判断することになるかと思っておりますけれども、そういった特定目的基金に積むというようなこともですね、1案として考えているところでございます。

◎議長（森岡 勉君） はい。ほかに質疑ありませんか。よろしいですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願ひします。起立多数です。したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号

◎議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第40号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第40号令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。令和5年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ338万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,795万4,

000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは第2項より引き続き読み上げさせていただきたいと思います。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬等とシステム改修費そして出産育児一時金に関するものの補正をお願いするものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目4出産育児一時金臨時補助金の増額は、令和5年度から出産育児一時金の引上げに伴い国からの臨時補助金を受けるものでございます。2枠目の目1一般会計繰入金、節3出産育児一時金等繰入金は、出産対象者の方が増えたことに伴い一般会計から繰り入れるものでものものです。3枠目の目1繰越金は財源調整によるものです。8ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、節1報酬、節3職員手当、節4共済費の増額は人事院勧告によるものです。2枠目の目3審査支払手数料、節11役務費の増額は、国保連合会に支払うレセプトの審査支払手数料で当初、当初に見込んだ額よりでは不足するため今回増額をお願いするものです。3枠目の目1出産育児一時金、節18負担金補助及び交付金は、1名分の増額をお願いするものです。1番下の枠の目1特定健診、健診、特定健康診査等事業費、節1報酬の増額は、人事院勧告によるもので、節3職員手当等と節4共済費の減額は、人事院勧告により増額と1人分の期末手当が勤務月数の関係で支給率が8割となったことに伴い減額となり差引きで結果的にはいずれも減額となるものです。10ページをお願いいたします。はい。このページからは給与費明細を添付しております。11ページを御覧いただきたいと思います。会計年度任用職員の給与につきましては比較の欄に示すとおり今回の補正の総額を記載しております。また下の表の職員手当の内訳に手当の比較を載せております。以上、健康推進課分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 高田税務課長。

●税務課長（高田 真之君） それでは、税務課所管分について説明いたします。8ページをお願いいたします。1枠目、歳出になります。目1一般管理費、節12の委託料は、先ほど説明をいたしました国民健康保険税条例の一部改正に伴うシステム改修委託料で、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額への対応改修になります。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号

◎議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第41号、令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第41号令和5年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。令和5年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,922万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、議案第41号について御説明いたします。2ページ、第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の款項の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。1番介護保険、介護保険指定事業者等管理システム賃借につきましては、介護サービス事業所からの請求、情報との突合審査を行うため、県国保連合会と同じシステムを利用するものでございます。2番、地域支援事業訪問型サービスA業務は、総合事業の1業務で訪問サービスの提供により利用者の状態把握を適切に管理するものでございます。3番、地域支援事業、通所型サービスA業務につきましては、通所サービスの中で利用者の状態維持と把握を適切に管理するものでございます。4番、地域支援事業配食サービス業務は、総合事業対象者と要支援1及び2の方に対する配食によります栄養改善と自立、自立した日常生活の支援と安否確認を行うことを目的とした事業でございます。5番、地域型サロン整備事業は、介護予防に資する地域活動組織の育成支援を実施するものでございます。6番第1号介護予防支援事業業務は、事業対象者及び要支援1または2と判定された方に対して、介護予防、生活支援総合事業に係るケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託するもの。7番、指定介護予防支援事業業務は、要支援1または2に判定された方に対して、要介護状態への移行を予防するための介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託するものでございます。8番、地域包括支援センター時間外対応業務につきましては、電話による夜間、休日の相談や問題を担当職員や関係機関へつなげるなど時間外に発生する相談業務の充実を図るものでございます。9番、任意事業、食の自立支援事業業務は、非課税世帯の要介護者に対し、食生活の改善を図りながら在宅での生活支援と見守りを行うことを目的に委託するものでございます。8ページをお願いいたします。最上段の目5介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金につきましては、本年度介護報酬改定に伴いましてシステム改修が必要となっております。その費用の2分の1の国庫補助金を計上するものでございます。2枠目の目2その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金につきましては、システム改修分の繰入金を受け入れるものでございます。3枠目の目1繰越金。節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠の目1一般管理費、節12委託料、介護保険システム改修委託料は、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修委託料となります。3枠3枠目の目1介護サービス等給付費、節18負担金補助及び交付金、

居宅介護サービス等給付費負担金の減。1番下の枠の目1介護予防サービス等給付費、説明欄の介護予防サービス等給付費負担金、次の10ページの最上段の目1審査支払手数料から4枠目の目1特定入所者介護サービス等費にかけましては、介護給付費、介護給付費の本年度の実績によりましてそれぞれ増減が見込まれますので介護給付費全体の総額は変わりませんが、各費目を補正し、財源更正を行うものでございます。最下段の目1地域包括支援センター管理費、節1報酬、介護マネジメント職員報酬中の51万6,000円それから11ページ上段の節4共済費、説明欄の社会保険料、二つ下の会計年度任用職員地方公務員共済組合負担金、その下の節8旅費につきましては、現在地域包括支援センターに要支援1、2の方のケアプランを作成するケアマネジャーを2名、会計年度任用職員を1名配置しておりますが、ケアマネジャーの1人が足傷病により療養中でありまして、ケアプラン作成が困難な状況が見込まれますので今回、会計年度任用職員として、ケアマネジャー、あるいは、看護師の有資格者1名分の費用を計上するものでございます。13ページをお願いします。13ページから17ページは、給与費で給与費明細でございまして今回の人件費補正分の明細を上げております。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号

◎議長（森岡 勉君） 日程第10、議案第42号令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第42号令和5年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第2号）について提案いたします。第1条、令和5年度あさぎり町水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは、議案第42号について御説明いたします。まず第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和5年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額3億6,279万8,000円。補正額52万5,000円、計3億6,332万3,000円。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億545万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,579万4,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,965万7,000円で補填するものに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額5億4,406万2,000円、補正額566万6,000円、計5億4,972万8,000円。3ページをお願いします。支出第1款資本的支出、補正前の額6億5,512万9,000円、補正額5万円、計6億5,517万9,000円。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細に

つきましては、別途調書で説明をさせていただきます。4ページをお願いします。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額4,244万5,000円、補正額57万5,000円、計4,302万円。詳細につきましては18ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。2目国庫補助金、節1国庫県補助金、生活基盤施設耐震化等補助金は、免田地区の配水管布設替事業の追加要望に伴い対象事業費の補助率4分の1の額を計上しております。ページを戻りまして8ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額8,857万2,000円。最下段の資金期末残高6億3,530万3,000円となる見込みでございます。9ページをお願いします。このページから12ページにかけては、給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思います。13ページをお願いします。債務負担行為に関する調書となります。1番上の水道施設監視システム情報配信サービス業務から1番下の岡原第一配水場塩溶解槽管理業務まで6つの業務について、令和6年4月1日から業務が発生しますので年度内に契約事務を行う必要がありますので計上しております。14ページをお願いします。14ページから16ページにかけては、令和5年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。14ページ最下段の資産合計と16ページ最下段の負債資本合計はともに54億7,562万5,519円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号

◎議長（森岡 勉君） 日程第11、議案第43号令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第43号令和5年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案いたします。第1条、令和5年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） それでは、議案第43号について御説明いたします。まず第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和5年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款下水道事業費を、補正前の額5億8,531万6,000円、補正額41万4,000円、計5億8,573万円。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,376万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額516万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,881万3,000円、利益剰余金処分数額6,978万6,000円で補填するものとするに改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前

の額2億611万7,000円、補正額70万2,000円、計2億681万9,000円。3ページをお願いします。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおり定める。詳細につきましては、別途調書で説明をさせていただきます。4ページをお願いします。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額2,987万4,000円、補正額36万8,000円、計3,024万2,000円。詳細につきましては15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。16ページをお願いします。5目業務費、節10報償費、受益者分担金一括納付報償金は、新築等により当初想定しておりました予算に不足を生じますので不足分について計上しております。17ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入になります。目1突貫下水道分担金、節1突貫下水道分担金、下水道事業受益者分担金は、年度内の下水道接続件数が当初想定を上回ることを上回ることから計上をしております。ページを戻りまして7ページをお願いします。キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額887万9,000円の減。最下段の資金期末残高6,366万6,000円となる見込みでございます。8ページをお願いします。このページから11ページにかけまして職員、すいません、給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思っております。12ページをお願いします。債務負担行為に関する調書となります。一番上のマンホールポンプ施設保守点検業務から一番下のストックマネジメント管理システム賃借まで、6つの業務について令和6年4月1日から業務が発生することから年度内に契約事務を行う必要がありますので計上をするものです。13ページをお願いします。令和5年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。資産の部、下段の資産合計と14ページ最下段の負債資本合計は、ともに102億3,640万2,943円の見込みでございます。説明は以上となります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議長（森岡 勉君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時30分

◎議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第44号

◎議長（森岡 勉君） 日程第12、議案第44号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第44号令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。令和5年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ7万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ701万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はいそれでは、議案第44号について御説明いたします。2ページ、第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。1番障害認定用機器賃借、2番職員用端末賃借、いずれも障害認定事務において使用するパソコン賃借と情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費につきましては、会計年度任用職員の給与改定及び人件費見込額による増減分でございます。10ページをお願いいたします。10ページ、11ページは給与費明細でございまして、今回の人件費補正の明細となります。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めま。これで討論を終わります。これから、議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号

◎議長（森岡 勉君） 日程第13、議案第45号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第45号令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。令和5年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億582万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それでは、議案第45号について御説明いたします。2ページ、第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表、

債務負担行為でございます。1番球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務につきましては、構成9町村のネットワークシステムの保守管理業務でございます。2番の職員用端末賃借につきましては、情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費につきましては、会計年度任用職員の給与改定及び人件費、見込額による報酬、手当等の増減額となります。10ページをお願いいたします。10ページから11ページにかけて給与費明細でございまして、今回の人件費補正の明細となります。説明は以上でございます。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号

◎議長（森岡 勉君） 日程第14、議案第46号あさぎり町役場第2庁舎備品の買入れについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第46号あさぎり町役場第2庁舎備品の買入れについて提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町役場第2庁舎備品の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由です。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、あさぎり町役場第2庁舎備品の買入れにつきまして説明申し上げます。本件につきましては入札を令和5年11月30日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。今回の契約の内容でございますが1 買入れ物件、あさぎり町役場第2庁舎備品、内訳別紙のとおり、2ページをお願いいたします。別紙、購入一覧でございます。ナンバー1からナンバー25までの備品となります。数量等は記載のとおりです。1ページをお願いいたします。2、納入場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。3、買入れ価格、1,822万5,856円。4、契約の相手方、人吉市九日町48番地、株式会社文尚堂 代表取締役岩本泰一。5、契約の方法、指名入札競争です。なお納期につきましては令和6年3月22日を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号

◎議長（森岡 勉君） 日程第15、議案第47号重要給与施設配水管布設替工事（第2工区）請負変更契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 議案第47号重要給水施設配水管布設替工事（第2工区）請負変更契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和5年6月16日の令和5年度あさぎり町議会第2回会議において議決された重要給水施設配水管布設替工事（2工区）請負契約について、請負変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは議案第47号重要給水施設配水管布設替工事2工区請負変更契約の締結につきまして、御説明いたします。まず1、工事名、重要給水施設配水管布設替工事2工区。2、工事内容、配水管布設替工事。3、工事場所、球磨郡あさぎり町免田東地内。4、契約金額、変更前5,137万円、変更後5,528万2,862円。変更による増額391万2,862円。契約の相手方、人吉市西間上町2479番地1、丸昭建設株式会社 代表取締役 松村陽一郎。この工事の変更の内容といたしまして3つほどありますがまずひとつ。くま川鉄道上のこせんきょう部におきまして、配水管設置のために仮設つり足場を設置しましたが、その設置撤去に伴います橋梁点検車の追加。またこせんきょうてんが部及び国道付近、国道近接部において誘導警備員の増加。また現地状況による管割りつけの変更に伴う土工、付帯工及び主要資材の数量等の変更によるものとなっております。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16 諮問第3号

◎議長（森岡 勉君） 日程第16、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって諮問第3号は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

日程第17 諮問第4号

◎議長（森岡 勉君） 日程第17、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって諮問第4号は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

日程第18 報告第21号

◎議長（森岡 勉君） 日程第18、報告第21号専決処分した工事請負変更契約の締結について

の議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第21号、専決処分した工事請負変更契約の締結についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは報告第21号について説明いたします。2ページをお願いいたします。専決処分書により説明いたします。中ほどになります。工事請負変更契約の締結についての議決の一部変更について。令和5年8月28日に議会の議決を得ましたあさぎり町テレワーク拠点整備工事請負変更契約の締結につきまして、令和5年10月20日に一部を変更しております。変更しました事項は、契約金額になります。既決金額が6,593万4,196円。変更する金額が6,742万5,440円。増額する金額が149万1,244円となります。変更の理由としましては、トイレ呼出し表示器の追加、サッシ防水処理に伴います室外機の再設置工事、次期工事予定でありました多目的ホール入りの扉設置工事を追加いたしました。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第21号専決処分した工事請負契約変更契約の締結についての議決を一部変更することについて御異議、質疑ありませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第19 報告第22号

◎議長（森岡 勉君） 日程第19、報告第22号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することについての報告を議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗君） 報告第22号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

◎議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは報告第22号につきまして説明いたします。2ページをお願いいたします。専決第17号根拠につきましては省略させていただきます。工事請負契約締結についての議決の一部変更についてであります。令和4年11月28日に議会の議決を得ましたあさぎり町役場第2庁舎建設工事請負契約の締結につきまして一部を次のように変更しております。変更する事項としましては契約金額でありまして既決金額12億3,860万円、変更する金額12億3,992万9,841円。増額132万9,841円でございます。変更する理由としましては、あさぎり町産建築用木材の不足により熊本県産材9.0662立米を追加購入したものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第23号、専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第20 報告第23号

- ◎議長（森岡 勉君） 日程第20、報告第23号専決処分した工事契約の締結についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- 町長（北口 俊朗君） 報告第23号専決処分した工事請負契約の締結についての議決を一部変更することの報告について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決したので同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。
- ◎議長（森岡 勉君） 山口教育課長。
- 教育課長（山口 宏子さん） それでは報告23号につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。専決処分書により御説明いたします。中ほどになります。工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、令和5年3月17日に議会の議決を得ましたあさぎり中学校普通教室棟特別教室棟長寿命化改修工事請負契約の締結につきまして、令和5年11月17日に一部変更しております。変更しました事項は、契約金額になります。既決金額が6億6,880万円、変更する金額が6億7,366万5,084円。486万5,084円の増額となります。変更の理由といたしましては、劣化調査をもとに劣化補修工事を計画しておりましたが、壁材、塗装等の除去を行った結果、追加のひび割れ、残価などが新たに判明しましたので、劣化補修を追加施工いたしました。以上で報告を終わります。
- ◎議長（森岡 勉君） 報告が終わりました。報告第23号専決処分した工事請負契約の提携について、締結についての議決を一部変更することの報告について。御質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第21 発議第5号

- ◎議長（森岡 勉君） 日程第21、発議第5号あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。5番、橋本議員。
- 議員（5番 橋本 誠君） 発議第5号、令和5年12月15日、あさぎり町議会 議長 森岡勉様。提出者、あさぎり町議会活性化特別委員会、委員長 橋本誠。あさぎり町議会の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出の理由。人事院勧告による一般職の賞与の支給割合に合わせ議会議員の期末手当を改正するため本条例の一部を改正する必要があるため。あさぎり町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、別紙のとおりです。内容については割愛させていただきます。以上です。
- ◎議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。提出者への質問、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。橋本議員は自席へお帰りください。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句数字その他の整理を要するものについては、その整理を

議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、条項
字句数字その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（森岡 勉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさ
ぎり町議会第9回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後2時59分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 7 日

議 長 森岡 勉

署名議員 小見田 和行

署名議員 溝口 峰男